

仕 様 書

1. 件名

「東京手仕事」プロジェクト普及促進
商品プロモーション動画制作業務委託

2. 事業目的

(公財) 東京都中小企業振興公社(以下、「公社」という)では、伝統工芸の技術を活かしながら、東京の伝統工芸品職人とデザイナー等が1年間の共同制作により新しい商品を開発する「商品開発」と、その翌年以降の2年間、開発商品等を広く国内外にPRするとともに、テストマーケティング等を通じて商品の改善や販路開拓等を支援していく「普及促進」を両輪とする「東京手仕事」プロジェクトを実施している。

尚、当業務委託履行については、以下に掲載する当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたることとする。

「東京手仕事」公式サイト

ブランドサイト : <https://tokyoteshigoto.tokyo/>

参加事業者サイト : <http://tokyo-craft.jp/>

3. 「東京手仕事」商品プロモーション動画(CM)制作方針

当業務委託履行については、下記の制作方針(1)～(3)を考慮して実施にあたることとする。

(1) 「東京手仕事」商品をわかりやすく魅力的に紹介する。

「東京手仕事」商品のそれぞれの特徴と魅力・訴求ポイントを分析し、商品に合わせた動画コンテンツを制作する。

(2) 「東京手仕事」商品の特徴に考慮した演出を行う。

「東京手仕事」商品の特徴に合わせて、様々な演出を行い、商品を美しく魅力的に伝える動画コンテンツを制作する。

(3) 「東京手仕事」のブランドクオリティを維持し、興味関心を高める動画コンテンツとする。

現状の「東京手仕事」のブランドクオリティを維持しながら、「東京手仕事」に関する興味関心を喚起し、理解促進を図っていく動画コンテンツを制作する。

4. 委託内容

(1) 動画コンテンツの企画・素材制作(9のコンテンツ分)

① 動画コンテンツの企画

過去に制作した動画コンテンツと同様の構成により、同等以上のクオリティを確保する動画コンテンツを企画すること。そのため、企画前に必ずブランドサイトに掲載されている動画を確認すること。

② 動画コンテンツ制作のための情報収集及び素材開発(9事業者の工房取材)

全9事業者にアポイントを取り、工房取材を行うこと。工房取材において、事業者や工房、制作工程、商品の背景・ストーリー等の動画を撮影し、動画素材を収集するとともに、撮影する商品を手配すること。

工房取材に関しては、下記役割を有する体制で行うこと

<プロデューサー、制作進行、ディレクター、アシスタントディレクター、カメラマン、録音担当、照明>

尚、事業者の都合により、取材が複数回になる場合があることを考慮すること。

③ 動画コンテンツ制作のための情報整理

工房取材において撮影した動画から、必要情報を抽出し、動画コンテンツ制作に向けた素材整理を行うこと。

④ 動画コンテンツの演出方法の検討

全9の動画コンテンツについて、それぞれに対しての演出方法を検討し、シナリオを制作し、公社に提出すること。公社の指示に従い、必要に応じて、演出方法の修正を最大3回まで行うこととする。

(2) 動画コンテンツの撮影業務（9のコンテンツ分）

全9の動画コンテンツの制作に向けて、撮影スタジオで商品撮影及び事業者インタビューを撮影すること。尚、事業者インタビューは、商品の作り手（職人）にインタビューを行い、商品づくりの背景や特長等の話から商品の魅力を引出すものであること。

① スタジオ撮影日数は、商品撮影に2日間以上、事業者インタビューに2日間以上の延べ4日間以上を確保すること。

② スタジオ撮影に関しては、下記スタッフで対応すること

プロデューサー（*1）、制作進行、ディレクター、アシスタントディレクター（複数名）、コピーライター（*2）、カメラマン（*3）、アシスタントカメラマン、ビデオオペレーター、録音担当（複数名）、照明チーフ（*4）、ライトマン（複数名）、ヘアメイク、スタンドインモデル（撮影内容に合わせて複数名）

*1：過去に伝統工芸の映像の取材撮影経験を持つ演出のプロデューサーであること。実績の提出を求められた時には応じること。

*2：伝統工芸職人等に関する出版経験のある者、実績出版物の提出を求められた時には応じること。

*3：化粧品、車、光学機器などCM撮影経験のあるカメラマンが担当すること。

*4：化粧品、車、光学機器などCM撮影経験のある照明マンが担当すること。

(3) 動画コンテンツの制作業務（9のコンテンツ分）

① 取材時の撮影及び撮影スタジオでの内容を編集・動画トリミングを行い、全9の動画コンテンツを制作すること。動画コンテンツは基本的にカラーで制作し、長さは1動画あたり3分程度とすること。

② BGM、効果音（SE）及び効果音を含めた音楽（ME）をつけること。なお、BGMは、全9の動画コンテンツに対しそれぞれ異なる楽曲をつけることとし、著作権は買取りとすること。

③ 動画コンテンツについての説明文制作業務（9タイトル、紹介テキスト）

全9の動画コンテンツに対して、動画タイトル会議を2回以上行い、注目されるようなコピータイトルを制作すること。また、動画を見たいくなるような訴求力のある動画説明用のテキスト（1動画コンテンツにつき約200文字）を制作すること。

尚、出来上がったコピータイトル及び動画説明用のテキストに関しては、公社の監修のもと、修正は各タイトルあるいはテキストにつき最大3回まで行うこととする。

(4) 全9の動画コンテンツ内及び動画説明用テキスト等の翻訳業務（英語）

全9の動画コンテンツ内のコピータイトル及び動画説明用のテキストに関して翻訳を行う

とともに、動画コンテンツ内にテロップ（英訳）を入れ、外国人への対応を図ること。

- (5) 全9の動画コンテンツの最終音の調整と本編集（MA、音楽、音声、テロップ等）
- ① 全9の動画コンテンツ音や画像処理を終えた状態で、スタジオで試写し、確認を行うこと。
 - ② MA用のスタジオは、8名以上が入る仕様とすること。
 - ③ 試写後は出演した事業者の内容確認を取り、公社の指示により、修正は各動画につき最大3回まで行うこととする。
 - ④ 本編集は最低インフェルノレベルで行うこと。
 - ⑤ 本編集後もスタジオで試写を行い、最終確認を行い、最終成果物とすること。

5. 業務委託実施における必須事項

本業務を行うにあたっては、以下の全て条件を満たす仕様とすること。

- (1) 取材について
 - ① 公社の指示に従い、進めること。
 - ② 以下機材を用意し、取材にあたること。
 - ・4K以上、かつ、ハイスピード対応の動画撮影用カメラ
 - ・CCDカメラ（接写時に使用予定）
 - ・録音機材（コメント録り用として使用予定）
 - ・タングステン10キロ 2灯以上
 - ・レフ板、背景サベージ（グレイと白）、スタンド、カポック5枚以上、鏡、黒ボード
- (2) 撮影について
 - ① 公社の指示に従い進めること。
 - ② 以下を用意して撮影にあたること。
 - ア 商品撮影を行うスタジオの仕様
 - A) 170㎡以上（撮影部分：白ホリ50㎡以上、併設控室：60㎡以上）
 - B) ブルーバック対応
 - C) 高さ9m以上で、スカイ対応
 - D) その他、出演者（事業者）用控室として別室1部屋を用意
 - イ 商品撮影時に最低限必要な機材
 - A) カメラ機材
 - ・4K以上、かつ、ハイスピード対応の動画撮影用カメラ
 - ・CCDカメラ（接写時に使用予定）
 - ・確認用モニター2台
 - B) 音声機材
 - ・ブーム、ピンマイク、コメント録音機材（インタビュー用）
 - C) 照明機材
 - ・スカイHM120キロ 2灯以上、10キロ、5キロ 5灯以上
 - ・Bi-Flex Lite LED 1セット以上
 - ・マルチチューブセット 2セット以上
 - ・トレーシングペーパー、レフ板、スタンド、カポック10枚以上
 - D) 特殊機材
 - ・3フィッシャー以上、ドーリー、レール、（チューリップ）クレーン
 - E) 美術

・撮影用ターンテーブル、畳、水槽、台、椅子、商品用撮影台、黒幕、白幕

(3) 翻訳について

- ① 翻訳にあたっては、オックスフォード大学・ケンブリッジ大学出身レベル相応のネイティブの人材を雇用し、EU圏で格調を維持できる英語による翻訳を実施すること。
- ② ネイティブに違和感のない翻訳とすること。
- (4) 動画コンテンツの演出・制作は、過去「ACC TOKYO CREATIVITY AWARD」の受賞経験があるディレクター及びプロデューサーが行うこと（契約時に受賞経験を示す書面を提示すること）。

6. 応募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 東京都における平成31・32年度（2019・2020年度）物品買入れ等競争入札参加資格者であり、「営業種目116・映像等制作」で登録があり、「C」以上に格付けされているものであること。
- (2) 本委託業務に関し、十分な知見とノウハウを有し、これまでに、伝統工芸品の動画制作または伝統工芸品の普及促進及び販売促進を目的としたウェブサイトの制作・運用の履行実績を有するものであること（履行実績の提示を求めた場合に応じられること）。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと

7. 履行場所

公社が指定する場所

8. 納品・検収

- (1) 納品期日：令和2年3月31日（火）まで
- (2) 納品方法：本仕様書の「4. 委託内容」に記載されている制作業務の成果物を格納したHDDによること。

9. 契約期間

契約確定日の翌日から令和2年3月31日（火）まで

10. 所有権・著作権等の帰属

本仕様書に記載されている委託業務（仕様内容）に関して、受託者が作成、収集したすべての成果物（最終成果物だけでなく製作途中の素材等も全て含む）の所有権及び全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、公社に帰属する。又、受託者は全ての成果物に関し、公社及び公社が許諾した第三者に対し著作権者人格権を行使しないものとする。

11. 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

12. 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙1「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

13. 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙2に定めるところによる。

14. 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

15. 支払方法

履行確認後、適法な支払請求書を提出した日から30日以内に指定口座に払い込むものとする。

16. その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

17. 連絡先

（公財）東京都中小企業振興公社 城東支社
電話 03-5680-4631 FAX03-5680-0710